

Ⅵ-7 地方におけるPFIの現状と課題 1

株式会社 相愛 正会員 ○ 永野正展
株式会社 相愛 正会員 中越伸一

1. はじめに

1999年7月、わが国では議員立法によりPFI法が成立した。その後、2000年3月に総理府告示として「民間資金等の活用による公共施設等の整備に関する事業の実施に関する基本方針」、自治省より「地方公共団体におけるPFI事業について」および「地方財政措置について」の通知が関係機関になされた。

筆者らは1999年3月に内閣官房内閣内政審議室・経済企画庁・国土庁・高知県主催の「みんなで考えるPFI」に参加するとともに、その後1999年12月より「高知PFI研究会」を結成し、今日まで研究・研修活動を行ってきた。2000年7月に「高知県庁PFI検討会」から出された「PFI Q&A」集の発行に当たり、執筆などに参画した。

PFIを官民共同の社会資本整備や行政サービスの**新しくみ**の一つとして育成して行くためには、従来の官主導から一歩前に出て新しい官民のパートナーシップを形成しなければならない。そのためには五つの原則と三つの主義を遵守しなければ目指すべきPFIに達することにならない。何よりも優先すべきことは、誰のための事業なのかが明確にされ続けなければならない。

また事業選定や事業者決定に際しては重要なポジションとしてNTP (Neutral the Third Party) の存在が必要である。

当発表では地方におけるPFIの現状と課題についてを、高知県で現在進行中の二つの事例をベースにした、中間的発表とする。

2. 進行中の二例について

現在、高知県では下記に示す二つの事業がPFI導入を視野に入れた事業推進検討がなされている。

1) 高知港仁井田地区ボートパーク事業

事業目的・・・高知港内におけるプレジャーボート収容施設整備・運営

事業実施期間・・・公募資料作成12年度 事業公募13年度 工事完成15年度

施設概要・・・ボートパーク(320艇以上)

施行予定地・・・高知市仁井田 水面貯木場

2) (仮称) 高知県・高知市新病院整備運営事業

事業目的・・・新病院の建設および運営(医療業務を除く)

事業目標・・・「医療の質の向上」「患者さんサービスの向上」「病院経営の効率化」

事業範囲・内容

ア 病院本館施設、職員宿舎等その他施設整備業務

イ 病院本館施設維持管理業務

ウ 医療関連サービス業務

エ その他医療関連サービス業務

オ 一般サービス施設(食堂、売店等)運営管理業務、職員宿舎等その他施設維持管理業務

スケジュール

13年2月・実施方針の公表 3/1～3/15・実施方針に関する意見の招請

13年3月下旬・実施方針に関する意見の回答 13年5月・特定事業の選定・公表

1 3 年 5 月～7 月・一次審査要項の公表、書類受付、結果の公表

1 3 年 8 月～1 1 月・二次審査の公表、提案書受付、優先交渉権者の公表

3. P F I を適用するための条件

[5つの原則]

- (1) 公共性原則：公共性のある事業であること
- (2) 民間経営資源活用原則：民間の資金、経営能力および技術能力を活用していること
- (3) 効率性原則：民間事業者の自主性と創意工夫を尊重することにより、効率的かつ効果的に実施するものであること
- (4) 公平性原則：特定事業の選定および民間事業者の選定においては公平性が担保されること
- (5) 透明性原則：特定事業の発案から終結に至る全過程を通じて透明性が確保されること

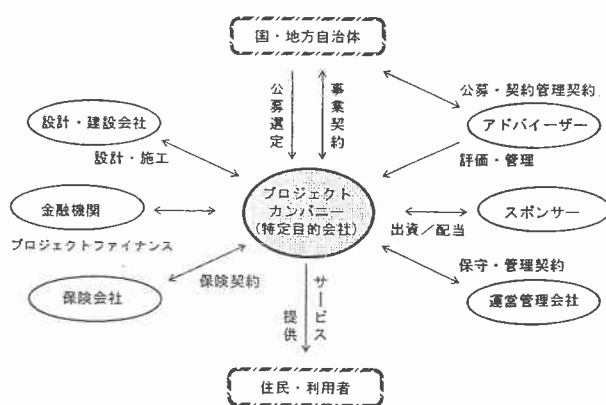
[3つの主義]

- (1) 客観主義：P F I 事業の実施に当たっては、各段階で評価決定についての客観性があること
- (2) 契約主義：公共施設等の管理者等と選定事業者との間の合意について、明文により、当事者の役割および責任分担等の契約内容を明確にすること
- (3) 独立主義：事業を担う事業体の法人格上の独立性又は事業部門の区分経理上の独立性が確保されること

4. 現状での課題

高知県で進行中の2例をモデルとして課題・問題点を整理すると、地方における行政・関係業界および技術者のP F I に対する意識が未成熟であり、事業への対応能力はきわめて低いと言わざるを得ない状態である。その背景として1.従来の公共事業が官側で企画立案され、業界および技術者は受身の態勢であった。2.総合的なプロジェクト・マネジメント力を必要としなかった社会である。3.知恵・ソフトに対する価値を官民ともに認めてこなかった。等が考えられる。

当事例はP F I として極小のプロジェクトと巨大プロジェクトとして、今後の参考になる事例である。初期投資額として前者は3億円程度、後者は500億円程度であるが、仮に30年間の運営とした場合、契約金額は一桁増になると判断しなければならない。現状の課題はトータルマネジメントのできる人的資源としくみを確保できるか否かが、官民双方にとっての最重要課題であるとする。右図のアドバイザー機能が発注者側、事業者側に対して大きな影響力を有しているのが現状である。



5. N T P の確立を

P F I による事業選定や事業者の決定や一般業務のプロポーザルやコンペにおいても、重要なポジションである提案内容を正確にジャッジする人材とシステムが現状では確立されているとはいえない。より優れた品質をより安価で提供するとともに長期的視点での良好な運営がなされるかを見ぬく目利き役が存在が、今後急速に求められると考える。特に地方では自治体単独でそのような人材を確保することは、難しいばかりでなく効率的でない。また民間企業に対してもそういったアドバイザー役の存在が必要である。したがって独立した立場の第三者機関の創設が望まれる。